

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により 野焼きは禁止されています

農業関係の廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

1 農業関係の廃棄物は適正に処理する必要があります。

適正な処理の例：

剪定枝・枝豆の残渣などの一般廃棄物の処分は、次のいずれかの方法で処理をする。

* クリーンセンターへ持ち込む（10kg 当り 110 円税別）

条件 長さ 60 ㌢以内かつ 1 本の直径 10 ㌢以内

* ごみ収集カレンダーに記載されている許可業者

なお、農業用ビニールなど産業廃棄物は産業廃棄物許可業者に依頼すること

2 廃棄物の焼却は、法令でやむを得ないとされる場合を除き、禁止されています。

やむを得ない場合の例：

* 病虫害防除のための焼却

* 土壌改良のためのくん炭づくり、草木灰づくり

* 焼き畑農業

※循環型資源として利用が可能なものは適正に利用してください。

- ◆ やむを得ない焼却であっても、必ず環境課に相談してください。
- ◆ やむを得ない焼却であっても、火災とまぎらわしい煙等を発生させる行為を実施する場合は、消防署へ届出し、火災防止について説明を受けてください。
- ◆ 以上の条件を満たす場合でも、周辺住民から煙などによる生活環境被害の苦情が寄せられた場合は中止してもらうことがあります。近所の理解を得たうえで、迷惑にならないよう行う必要があります。
- ◆ 生活系一般廃棄物（家庭ごみ）、農業用ビニールなどの産業廃棄物を焼却することは絶対に認められません。

3 懲役または罰金が科されることがあります。

- | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| ・ 5 年以下の懲役 | } 個人の
場合 | ・ 3 億円以下の罰金 | } 法人の
場合 |
| ・ 1, 000 万円以下の罰金 | | | |

問合せ先

野焼きについて
鶴岡市環境課 Tel.0235-35-1247

農業関係の廃棄物について
鶴岡市農政課 Tel.0235-25-2111(代)

消防への届出について
鶴岡市消防署 Tel.0235-22-8331

生活系ごみについて
鶴岡市廃棄物対策課 Tel.0235-22-2848